

ジュニア団体登録(承認)に関する規程

1. 目的

本規程は、川口市テニス協会ジュニア団体登録について明確にし、団体登録を円滑に進めることを目的とする

2. ジュニア団体登録できる団体

本協会に団体登録できる団体は

- ① 主たる練習場所が川口市内にあるジュニア団体
- ② 団体を管理する事務所が川口市内にあるジュニア団体
- ③ 団体を管理する者が川口市に在住しているジュニア団体

原則として①～③のいずれかにあてはまるジュニア団体は承認を受けることができる

3. 登録方法

- ① 登録を希望するジュニア団体は、埼玉県テニス協会の『**ジュニア団体登録届**』に必要事項を入力し事務局に川口市テニス協会が指定した期日までにデータをメールで送信又は郵送で提出する。(原本提出)
- ② 川口市テニス協会事務局にて登録届を確認、承認印を押す(原本に押印)
- ③ 川口市テニス協会より各団体に協会承認印を押印しメールにて送信する
- ④ ジュニア団体ごとに県協会へ登録届をメール送信又は郵送する

4. 承認料

承認料は原則無料とする

以上

令和4年4月24日 一部改訂

参考： ジュニア団体登録(承認)と川口市テニス協会一般団体登録との相違点

| | ジュニア団体登録(承認) | 一般団体登録 |
|------------------|--------------------------------|---|
| 入会金 | なし | 1 団体につき ¥ 5,000 |
| 年会費 | なし | 1 団体につき ¥ 8,000 |
| 登録料 | なし | 団体個人ひとりにつき ¥ 500 |
| 協会主催・主管大会・事業への参加 | ジュニア大会はフリーエントリーなので参加可能 | テニス協会主催・主管大会への参加が可能 テニス協会主催の事業に参加可能 |
| ジュニア選手の一般大会への参加 | ジュニアの団体登録(承認)だけでは一般大会への参加資格はない | ジュニア選手でも中学生以上は一般の団体に登録料 ¥ 500 を納め登録することによって参加することができる |

※ ジュニアの団体登録は、選手たちが関東テニス協会へのジュニア登録の際所属が必要となり、主に川口市内のジュニア団体は、埼玉県テニス協会に団体及び個人登録する際に、郡市協会の承認が必要となっている